

令和5年第2回取手市議会定例会議事日程（第1号）

令和5年6月8日（木）午前11時開議

日程第1	議席の変更	
日程第2	会議録署名議員の指名	
日程第3	会期の決定	
日程第4	諸般の報告	
日程第5	承認第2号	取手市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
	承認第3号	取手市都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
	承認第4号	取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
	承認第5号	取手市介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
日程第6	承認第6号	令和5年度取手市一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認について
日程第7	議案第32号	取手市印鑑条例の一部を改正する条例について
	議案第33号	取手市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
日程第8	議案第34号	取手市税条例の一部を改正する条例について
	議案第37号	取手市火災予防条例の一部を改正する条例について
日程第9	議案第35号	こども家庭庁の設置に伴う関係条例の整理に関する条例について
日程第10	議案第36号	取手市営住宅条例の一部を改正する条例について
	議案第38号	市道路線の認定について
日程第11	議案第39号	5社総交公区第1-1号駅前交通広場整備工事その4請負契約の締結について
	議案第40号	取手市立白山小学校長寿命化改良工事（第2期）請負契約の締結について
	議案第41号	災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車の取得について
	議案第42号	消防団ポンプ自動車の取得について
日程第12	議案第43号	令和5年度取手市一般会計補正予算（第3号）
日程第13	議案第44号	令和5年度取手市一般会計補正予算（第4号）

日程第 14	報告第	1 号	令和 4 年度取手市一般会計予算の継続費に係る繰越計算書について
	報告第	2 号	令和 4 年度取手市一般会計予算の繰越明許費に係る繰越計算書について
	報告第	3 号	令和 4 年度取手市一般会計予算の事故繰越しに係る繰越計算書について
	報告第	4 号	令和 4 年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計予算の繰越明許費に係る繰越計算書について
日程第 15	報告第	5 号	令和 4 年度公益財団法人取手市文化事業団決算報告書並びに令和 5 年度公益財団法人取手市文化事業団事業計画について
	報告第	6 号	2022 年度公益財団法人取手市健康福祉医療事業団決算報告書並びに 2023 年度公益財団法人取手市健康福祉医療事業団事業計画について
	報告第	7 号	令和 4 年度一般財団法人取手市農業公社決算報告書並びに令和 5 年度一般財団法人取手市農業公社事業計画について
日程第 16	議員提出議案 第 2 号		取手市議会議員の請負の状況の公表に関する条例について
日程第 17	選挙第	2 号	龍ヶ崎地方衛生組合議会議員の選挙について

地方自治法第121条により令和5年第2回定例会への出席を求めた者及び委任を受けた説明員

1. 出席を求めた者

取手市長	中村修
取手市教育委員会教育長	伊藤哲
取手市農業委員会会長	倉持光男

取手市選挙管理委員会委員長	小池健
取手市代表監査委員	石橋大輔
取手地方公平委員会委員長	大峰芳樹

2. 委任を受けた説明員

副市長	吉田雅弘
総務部長	鈴木文江
選挙管理委員会書記長	齋藤嘉彦
政策推進部長	田中英樹
財政部長	彦坂哲
福祉部長	渡来真一
まちづくり振興部長	野口昇
建設部長	前野拓
都市整備部長	浅野和生
会計管理	者石塚幸夫
会計課長	事務取扱
総務部次長	斉藤理昭
安全安心対策課長	事務取扱
福祉部次長	下田浩
社会福祉課長	事務取扱

総務部	総務課長	松崎剛
	選挙管理委員会書記長補佐	
	人事課長	軽部幸雄
	情報管理課長	岩崎弘宜
	市民協働課長	海老原充
	市民課長	安田徹也
	取手支所長	染谷和之
	藤代総合窓口課長	金子秀明
	総務課副参事	土谷靖孝
	選挙管理委員会主任書記	
	人事課副参事	山下拓
政策推進部	政策推進課長	高中誠
	秘書課長	丸山博
	魅力とりで発信課長	立野啓司
	文化芸術課長	飯山貴与子
財政部	財政課長	海老原輝夫
	管財課長	木村太一
	公共施設整備課長	原部英樹
	課税課長	稲村忠弘
	納税課長	三浦雄司
	財政課副参事	谷池公治
	管財課副参事	渡辺光明
福祉部	高齢福祉課長	秋山和也
	障害福祉課長	鈴木哲也
	子育て支援課長	佐藤睦子
	社会福祉課副参事	根本真人
	高齢福祉課副参事	井橋久美子
	子育て支援課副参事	松崎智幸
健康増進部	健康づくり推進課長	香取美弥
	国保年金課長	関口勝己
	保健センター長	助川直美
まちづくり振興部	産業振興課長	数藤弘人
	農政課長	染谷久
	環境対策課長	印藤智徳
	環境対策課長	大隅正勝
	環境政策室長	
	火葬場組合事務局長	牧野孝浩
建設部	管理課長	飯竹永昌
	道路建設課長	榎根本嗣郎
	排水対策課長	飯塚稔
	水とみどりの課長	蛭原一雄
	管理課副参事	山田哲也
	排水対策課副参事	仁杉繁隆
都市整備部	都市計画課長	大久保益雄
	建築指導課長	田中健士
	中心市街地整備課長	中村有幸
	区画整理課長	稲葉克彦
	都市計画課	
	都市政策推進室長	中村大地
会計課	会計課副参事	山田英紀

教育委員会	教 育 部 長	井 橋 貞 夫
	教 育 参 事	伊 藤 誠
	教 育 次 長	森 川 和 典
	教育総務課長事務取扱	
	学 務 課 長	直 井 徹
	保 健 給 食 課 長	大 野 篤 彦
	指 導 課 長	丸 山 信 彦
	指 導 課 長	笠 井 博 貴
	教育総合支援センター長	
	生 涯 学 習 課 長	塚 本 豊 康
	子 ども 青 少 年 課 長	長 塚 逸 人
	ス ポ ー ツ 振 興 課 長	豊 島 寿
	図 書 館 課 長	樋 口 康 代
	ふじしろ図書館長	蛭 原 雅 己
農 業 委 員 会 事 務 局 長		浜 野 彰 久
監 査 委 員 事 務 局 長		鈴 木 正 美
取 手 地 方 公 平 委 員 会 事 務 局 長		

消 防 本 部	消 防 長	岡 田 直 紀
	次 長	仲 村 厚
	総 務 課 長 事 務 取 扱	
	予 防 課 長	満 健 一
	警 防 課 長	中 村 幸 男
	取 手 消 防 署 長	石 島 良 夫
	戸 頭 消 防 署 長	吉 田 大 祐
	吉 田 消 防 署 長	福 田 義 久
	櫛 木 消 防 署 長	齊 藤 正 巳

# 議 席 表

15	16	17	18	19
細谷典男 議員	山野井隆 議員	染谷和博 議員	佐藤隆治 議員	入江洋一 議員

20	21	22	23	24
結城繁 議員	齋藤久代 議員	赤羽直一 議員	遠山智恵子 議員	加増充子 議員

7	8	9	10
鈴木三男 議員	関川翔 議員	小堤修 議員	岩澤信 議員

11	12	13	14
落合信太郎 議員	関戸勇 議員	石井めぐみ 議員	金澤克仁 議員

1	2	3
杉山尊宣 議員	佐野太一 議員	須田光雄 議員

4	5	6
海東一弘 議員	根岸裕美子 議員	久保田真澄 議員

演 壇

令和5年第2回取手市議会定例会会期日程

日次	期 日	曜日	会議	時 刻	議 事
1	6月8日	木	本会議	午前11時	開会、議席の変更、議案上程・議案質疑・討論・採決
2	6月9日	金	休 会		議事整理日
3	6月10日	土	休 会		
4	6月11日	日	休 会		
5	6月12日	月	休 会		議事整理日
6	6月13日	火	休 会		議事整理日
7	6月14日	水	休 会		議事整理日
8	6月15日	木	本会議	午前10時	議案上程・議案質疑・討論・採決、閉会

# 会派名簿

R 5 . 4 . 2 4 現在

## ・ 創和会 ( 8 名 )

◎岩澤 信

赤羽 直一・佐藤 隆治・金澤 克仁・小堤 修

鈴木 三男・海東 一弘・杉山 尊宣

## ・ みらい ( 6 名 )

◎山野井 隆

結城 繁・入江 洋一・石井めぐみ・関川 翔

須田 光雄

## ・ 公明党 ( 4 名 )

◎染谷 和博

齋藤 久代・落合信太郎・久保田真澄

## ・ 日本共産党 ( 4 名 )

◎関戸 勇

加増 充子・遠山智恵子・佐野太一

## ・ 無会派クラブ ( 2 名 )

◎細谷 典男

根岸裕美子

# 取手市議会組織図

令和5年6月8日現在

議長： 金澤 克仁

副議長： 落合 信太郎

議員任期 令和2年2月15日～令和6年2月14日

議会運営委員会 (8人)	総務文教常任委員会 (8人)	福祉厚生常任委員会 (8人)	建設経済常任委員会 (8人)	デモテック戦略 特別委員会 (8人)	一般会計決算・予算 審査特別委員会 (10人)
◎佐藤 隆治 ○山野井 隆 岩澤 信 細谷 典男 染谷 和博 結城 繁 赤羽 直一 加増 充子	◎岩澤 信 ○須田 光雄 根岸 裕美子 久保田 真澄 小堤 修 落合 信太郎 関戸 勇 結城 繁	◎関川 翔 ○鈴木 三男 杉山 尊宣 佐野 太一 石井 めぐみ 金澤 克仁 齋藤 久代 遠山 智恵子	◎染谷 和博 ○海東 一弘 細谷 典男 山野井 隆 佐藤 隆治 入江 洋一 赤羽 直一 加増 充子	◎落合 信太郎 ○海東 一弘 根岸 裕美子 鈴木 三男 関川 翔 石井 めぐみ 赤羽 直一 遠山 智恵子	◎齋藤 久代 ○根岸 裕美子 須田 光雄 鈴木 三男 小堤 修 岩澤 信 落合 信太郎 関戸 勇 結城 繁 加増 充子

※ ◎は委員長、○は副委員長を表す。

常総地方広域市 町村圏事務組合 議会議員 (3人)	茨城県南水道企 業団議会議員 (4人)	龍ヶ崎地方衛生 組合議会議員 (3人)	取手地方広域下 水道組合議会議 員 (7人)	利根川水系県南 水防事務組合議 会議員 (5人)	取手市外2市火 葬場組合議会議 員 (3人)	茨城県後期高齢 者医療広域連合 議会議員 (1人)	取手市 監査委員
関戸 勇 入江 洋一 赤羽 直一	根岸裕美子 岩澤 信 染谷 和博 佐藤 隆治	海東 一弘 久保田真澄 石井めぐみ	須田 光雄 小堤 修 落合信太郎 金澤 克仁 山野井 隆 結城 繁 加増 充子	鈴木 三男 関川 翔 齋藤 久代 赤羽 直一 遠山智恵子	金澤 克仁 落合信太郎 染谷 和博	落合信太郎	山野井 隆

令和5年5月25日

取手市議会議長 殿

取手市議会議員 関戸 勇

## 一部事務組合議会の報告

常総地方広域市町村圏事務組合議会について、議員として下記のとおり出席しましたので、その概要について報告いたします。

### 記

1. 会議開催日 令和5年3月30日
2. 会議等名称 令和5年第2回全員協議会  
令和5年第1回臨時会
3. 内容 下記のとおり。

#### 令和5年第2回全員協議会

1. 常総地方広域市町村圏事務組合議会の個人情報の保護に関する条例について
2. 常総地方広域市町村圏事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例の改正について説明があり協議しました。
3. (仮称)みらい平消防署新庁舎建設事業について事業のスケジュールについて報告がありました。

#### 令和5年第1回臨時会

##### ・議員提出議案第1号

常総地方広域市町村圏事務組合議会の個人情報の保護に関する条例について  
審議の結果、全員賛成で可決

##### ・議案第4号

常総地方広域市町村圏事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例  
について  
審議の結果、全員賛成で可決

以上です。

令和5年5月29日

取手市議会議長 殿

取手市議会議員 根岸裕美子

## 一部事務組合議会の報告

茨城県南水道企業団議会について、議員として下記のとおり出席しましたので、その概要について報告いたします。

### 記

1. 会議開催日 令和5年5月26日
2. 会議等名称 令和5年第1回臨時会、全員協議会
3. 内容 下記のとおり。
  - ・第1回臨時会前に、全員協議会が開催され、仮議席の指定についてと議長及び副議長の選挙についての事前説明、協議があった。
  - ・第1回臨時会において、議長選挙、副議長選挙があり、議長に龍ヶ崎市議会杉野五郎氏、副議長に牛久市議会柳井哲也氏を選出した。また、議案第1号監査委員の選任についてが上程され、利根町議会船川京子氏の選任を同意した。

令和 5年 6月 6日

取手市議会議長 殿

取手市議会議員 海東 一弘

## 一部事務組合議会の報告

龍ヶ崎地方衛生組合議会について、議員として下記のとおり出席しましたので、その概要について報告いたします。

### 記

1. 会議開催日 令和5年5月26日（金） 午前10時開議
2. 会議等名称 令和5年 第4回 龍ヶ崎地方衛生組合議会 全員協議会
3. 協議事項
  - (1) 令和5年第2回組合議会臨時会提出予定案件
    - 選挙第1号 龍ヶ崎地方衛生組合議会議長選挙について
    - 議案第1号 龍ヶ崎地方衛生組合監査委員の選任について
    - 議案第2号 令和5年度龍ヶ崎地方衛生組合一般会計補正予算（第1号）
    - 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて  
(令和4年度龍ヶ崎地方衛生組合一般会計補正予算（第3号）)
    - 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて  
(和解に関することについて)
    - 報告第3号 令和4年度龍ヶ崎地方衛生組合一般会計繰越明許費繰越計算書について
  - (2) その他

- 主な内容は、別紙に添付します。
- 開会に際し、全議員より自己紹介を行いました。

●別紙

— 協議事項 —

(1) 令和5年第2回組合議会臨時会提出予定案件について

●選挙第1号 龍ヶ崎地方衛生組合議会議長選挙について

龍ヶ崎地方衛生組合同規約 第7条の規定に基づき、龍ヶ崎地方衛生組合議会議長選挙を行う。

●議案第1号 龍ヶ崎地方衛生組合監査委員の選任について

現任の監査委員の任期満了に伴い、龍ヶ崎地方衛生組合同規約 第11条第2項の規定により議会の同意を求めるもので、当日の全員協議会時に候補者の推薦を行う。本年1月の会議時の申し合わせにより引続き、利根町選出の議員より推薦、井原議員が推薦される。

●議案第2号 令和5年度龍ヶ崎地方衛生組合一般会計補正予算（第1号）

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 4,697千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 429,482千円とする。  
執行部担当者より内訳などの説明も有り。

●報告第1号 専決処分の承認を求めることについて

(令和4年度龍ヶ崎地方衛生組合一般会計補正予算（第3号）)

令和4年度龍ヶ崎地方衛生組合一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。  
(繰越明許費)

第1条 地方自治法 第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

第1表 繰越明許費 (単位 千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	負担金, 補助及び交付金 (3組合統合に伴う例規集整備に係る負担金)	2,273

この予算については、特に緊急を要するため組合議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであることから、地方自治法 第179条第1項の規定により、これを処分する。  
執行部担当者より説明。

●報告第2号 専決処分の承認を求めることについて

(和解に関することについて)

令和5年4月20日に発生した、駐車中の当組合公用車に市民の方が運転する乗用車の衝突事故に関する和解について、特に緊急を要するため組合議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであることから、地方自治法 第179条第1項の規定により処分する。

和解内容 相手方が、本件事故により生じた損害の全てを賠償するものとする。

執行部担当者より説明。

- 報告第3号 令和4年度龍ヶ崎地方衛生組合一般会計繰越明許費繰越計算書について  
地方自治法施行令 第146条第2項の規定により、報告する。

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額
2 総務費	1 総務管理費	負担金、補助及び交付金	2,273,000 円	2,273,000 円
3 衛生費	1 清掃費	需用費修繕料	6,160,000 円	6,160,000 円

執行部担当者より説明。

(2) その他

- 龍ヶ崎地方衛生組合議会規則の読点の表記を改める規則について  
現に公布されている龍ヶ崎地方衛生組合議会の規則において読点として表記する「,」を「、」に改める。
- 行政視察について  
議長が選任され次第、協議される予定。
- 令和5年度第1回稲敷・龍ヶ崎地方3組合統合・複合化協議会の協議結果について  
令和5年5月18日に開催された同協議会における協議において、同協議会会長に、龍ヶ崎市の萩原勇市長が就任された。今後の方針等は、改めて協議されていく。  
下記は、質疑、それについての答弁など。
  - 質疑① 同協議会の会長に、龍ヶ崎の萩原市長が就任された経緯について。  
答弁 今年度会長より辞退、次期会長推薦のお申し出があり、異議がなかったため。
  - 質疑② 今年度のアクション、計画や予定などについて。  
答弁 新体制になり間もないため、白紙の状態である。

令和5年6月6日

取手市議会議長 様

取手市議会議員 染谷 和博

一部事務組合議会の報告

取手市外2市火葬場組合議会について、議員として出席しましたので、その概要について下記のとおり報告いたします。

記

1. 開催日 令和5年3月13日(月) 15時から
2. 場 所 取手市役所 議事堂大会議室
3. 名 称 令和5年第1回取手市外2市火葬場組合議会臨時会
4. 内 容 議案3件、議員提出議案1件

■議案第5号 取手市外2市火葬場組合個人情報の保護に関する法律施行条例について

- ・藤井管理者から提案理由が述べられ、事務局から条例内容の説明。  
○個人情報保護法が改正され、個人情報の取扱いに関する規定が一本化されることとなり、令和5年4月から改正法の規定が直接適用されることから、改正法を施行するために必要な事項等を定める条例を制定するもの。

・質疑応答と採決がなされ、個人情報の保護に関する法律施行条例は原案のとおり可決。

■議案第6号 取手市外2市火葬場組合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

- ・藤井管理者から提案理由が述べられ、事務局から条例内容の説明。  
○個人情報の保護に関する法律施行条例の制定に伴い、個人情報保護審査会を設置することから、審査会委員に関する事項を追加する条例を制定するもの。

・質疑応答と採決がなされ、特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決。

■議案第7号 令和5年度取手市外2市火葬場組合一般会計予算

- ・藤井管理者から提案理由が述べられ、事務局から予算内容の説明  
○歳入：1億6,431万1千円(前年比：1,939万2千円減)

- 歳出：議会費 42万3千円（前年比：2万5千円減）
  - 一般管理費 2,915万6千円（前年比：1,799万5千円減）
    - ※主な要因は放流排水路改修工事負担金（1,601万6千円）の減額
  - 施設管理費1億3,273万2千円（前年比：137万2千円減）
    - ※主な要因は工事請負費の減額（前年比：570万4千円減）
  - 予備費 200万円（前年比：増減なし）

・質疑応答と採決がなされ、令和5年度一般会計予算は原案のとおり可決。

■議員提出議案第2号 取手市外2市火葬場組合議会の個人情報の保護に関する条例について

- ・金澤議員（取手市議会議長）から提案理由と内容の説明

○個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、組合議会が保有する個人情報の適正な取扱について定める必要があるため条例を制定するもの。

・質疑応答と採決がなされ、組合議会の個人情報の保護に関する条例は原案のとおり可決。

以上、令和5年第1回取手市外2市火葬場組合議会臨時会の内容の報告といたします。

取市発第99号  
令和5年6月2日

取手市議会議長  
金澤克仁 殿

取手市長 中村 修

地方自治法第180条第1項の規定に基づく専決処分について（報告）

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項として下記のとおり専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告します。

#### 記

専決処分第8号 損害賠償の額を定め和解することについて

（事故後の対応）当該事故現場については、樹木の枝が張り出していた箇所を改善した上で、当該事故現場の周辺についても安全確認を行いました。

専決処分第10号 損害賠償の額を定め和解することについて

専決処分第11号 損害賠償の額を定め和解することについて

（事故後の対応）当該案件の当事者である市職員に対しては、安全運転管理者及び所属長から、余裕を持った運転を心がけ、安全運転により一層努めるよう指導しました。

専決処分第8号

専決処分書

損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項として、次のとおり専決処分する。

令和5年4月12日

取手市長 藤井信吾

損害賠償の額を定め和解することについて

地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、市が管理する道路における事故による損害について、次のとおり賠償し、和解するものとする。

1 相手方 甲 ○○○○○○○○○○○  
○○○○○  
乙 ○○○○○○○○○○○  
○○○○○

2 事故の概要

令和4年2月19日午後2時頃、取手市下高井2344番地2地先の市道において、乙が同乗する甲所有の自動車が走行していたところ、当該道路に張り出していた樹木の枝が当該車両の左側に接触し、当該車両を損傷したものである。

3 損害賠償額 163,696円（過失割合 市50：相手方50）

専決処分第10号

専決処分書

損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項として、次のとおり専決処分する。

令和5年4月21日

取手市長 藤井信吾

損害賠償の額を定め和解することについて

地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、自動車事故による損害について、次のとおり賠償し、和解するものとする。

1 相手方 (住所) ○○○○○○○○○○○  
(氏名) ○○○○○

2 事故の概要

令和5年3月23日午前0時30分頃、取手市下高井2109番地1地先において、市職員が公用車を運転していたところ、相手方が所有する駐車場内に設置されていた排水ますの蓋を乗り越え、当該排水ますの蓋を損傷したものである。

3 損害賠償額 5,500円 (過失割合 市100:相手方0)

## 専決処分第11号

### 専決処分書

損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項として、次のとおり専決処分する。

令和5年5月15日

取手市長 中村 修

#### 損害賠償の額を定め和解することについて

地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、自動車事故による損害について、次のとおり賠償し、和解するものとする。

1 相手方 (住所) ○○○○○○○○○○○  
(氏名) ○○○○○

#### 2 事故の概要

令和5年2月27日午前8時40分頃、市職員が取手市役所藤代庁舎敷地北側から県道に出るために公用車を前進させたところ、左方から進行してきた相手方所有の車両と接触し、当該車両を損傷したものである。

3 損害賠償額 316,325円 (過失割合 市90:相手方10)

議案第43号 令和5年度取手市一般会計補正予算（第3号）  
 質疑通告一覧表

令和5年第2回定例会

質疑 順位	質疑者	質疑事項	質疑要旨	議案書の ページ
1	関戸 勇 議 員	予防接種に要する経費 について	1 ワクチン接種の想定者数をどのよ うに見ているか 2 個別接種と集団接種の割合 3 2か所の集団接種会場の日程は 4 個別接種促進支援金についてどの ように支払うのか	議案書P5
2	根岸裕美子 議 員	新型コロナウイルスワ クチン接種に関する経 費について	1 コールセンター業務委託、集団接種 会場運営体制。これまでの運営規模を 継続するとのことだが、今後それを維 持する必要があるのか	議案書P6

## 議員提出議案第2号

### 取手市議会議員の請負の状況の公表に関する条例について

上記の議案を別紙のとおり、取手市議会会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和5年 6月 8日

取手市議会議長 金澤 克仁 殿

提出者	取手市議会議員	佐藤 隆治
〃	〃	山野井 隆
〃	〃	岩澤 信
〃	〃	細谷 典男
〃	〃	染谷 和博
〃	〃	結城 繁
〃	〃	赤羽 直一

#### 提案理由

地方自治法が改正され、議会の議員に係る請負に関する規制が緩和されたことを踏まえ、市に対し請負をする議員が、当該請負の対価として各会計年度に市から支払を受けた金銭の総額等を議長に報告し、当該報告の内容を議長が公表することにより、もって議員の個人による請負の状況の透明性の確保に資するため、本条例を制定するものです。

## 取手市議会議員の請負の状況の公表に関する条例

### (目的)

第1条 この条例は、取手市議会議員（以下「議員」という。）が取手市に対し請負（地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2に規定する請負をいう。以下同じ。）をする者又はその支配人である場合における請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的とする。

### (報告)

第2条 議員（取手市に対し請負をする者又はその支配人である者に限る。次項において同じ。）は、毎年6月1日から同月30日までの間（当該期間内に任期満了又は議会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものにあつては、再び議員となった日から起算して30日を経過する日までの間。以下この項において「報告期間」という。）に、当該報告期間の属する会計年度の前会計年度（議員である期間に限る。第1号エにおいて同じ。）における取手市に対する請負（当該前会計年度において支払を受けたものに限る。）について、議長に対し、次に掲げる事項を報告しなければならない。

#### (1) 請負ごとに、それぞれ次に掲げる事項

- ア 請負の対象とする役務、物件等
- イ 契約締結日
- ウ 契約金額（契約金額が定められている請負に限る。）
- エ 当該報告期間の属する会計年度の前会計年度において支払を受けた総額

#### (2) 前号エに掲げる総額の合計額

2 議員は、前項の規定による報告を訂正する必要があるときは、議長に、当該訂正の内容を届け出なければならない。

### (報告の一覧の作成及び公表)

第3条 議長は、前条第1項の規定による報告（同条第2項の規定による訂正があつた場合にあつては、当該訂正後の報告）の一覧を作成し、公表しなければならない。

### (報告等の保存及び閲覧)

第4条 第2条の規定による報告及び訂正は、議長において、当該報告をすべき期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている報告及び訂正の閲覧を請求することができる。

### (委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年7月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例の規定は、令和5年4月1日以後における取手市に対する請負について適用する。